

年金積立金管理運用独立行政法人の組織・業務全般の見直し案

平成21年12月15日

厚生労働省

管理運用法人は、平成18年4月に発足以来、「厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する」ことを目的とし、適切に年金積立金の管理・運用を行っている。

「勧告の方向性」も踏まえ、次期中期目標期間においても、これらの目的を果たすため、①長期的に安定した収益の確保や②運用高度化のための基盤の整備及び強化に取り組むとともに、③国民の運用に対する理解の促進や透明性の確保等に努めることとし、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。

なお、厚生労働省において「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」を開催し、運用の基本方針や運用委員会の責任・権限等について検討を行っているところであり、引き続き法人の運営の見直しを行うこととしており、その結果を踏まえ、新中期目標に反映できるものは反映することとする。

(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み

○ 基本ポートフォリオの見直し

- ① 平成21年財政検証(注)を踏まえた運用目標に基づき、基本ポートフォリオの見直しを行う。
- ② 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、長期的な観点からみて策定時に想定した運用環境の現実からの乖離が認められる場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じ基本ポートフォリオの見直しの検討を行う。

(注) 平成21年財政検証の経済前提：賃金上昇率に対する実質的な運用利回り＝1.6%
(長期)

○ リバランスの適切な実施に必要な機能の強化

次期中期目標期間においては、いわゆるニューマネーがなくなることから、市場の動向に応じた資産の売却等を伴う適切かつ円滑なリバランスの実施が長期的に安定した収益の確保には不可欠。このために必要な機能の強化を図る。

○ キャッシュ・アウトに必要な機能の強化

次期中期目標期間においては、積立金を取り崩して毎年の年金給付に充てることが予定されていることから、市場の価格形成等に配慮しつつ円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保する必要がある。このために必要な機能の強化を図る。

○ 調査・分析の充実

基本ポートフォリオに基づく管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化する。

また、国内外の経済・金融動向や商品の多様化等に応じた運用手法に関する知見を集積し、今後の年金積立金の運用に活用する観点から、様々な資産構成で運用した場合のリスクやリターンなど、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進める。

○ 運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化

収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取り組みを進める。

また、運用収益を確保する観点からは、現に運用を行う運用受託機関の選定が重要であることから、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。

さらに、運用受託機関に対する委託手数料については、運用資産額の増減も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。

(2) 運用高度化のための基盤の整備及び強化

- 専門性の向上を図る観点から、法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き金融分野に精通した人材の中途採用を行うなど資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、運用高度化のための基盤の整備及び強化を図る。

(3) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備

- 近年金融分野等において内部統制の強化が求められていることを踏まえ、運用リスクの管理やコンプライアンスの確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。

(4) 国民に対する広報活動の充実・強化

- 広報担当者を配置するなど運用の状況に関する説明責任を十分に果たすとともに、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期投資について国民の十分な理解を得るための広報活動の充実・強化を図る。

(5) 上記に加えて、以下の事項についても取り組む。

○ 運用委員会の議事録の公表

運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表する。

○ 組織面の見直し

年金積立金の管理・運用を効率的・効果的に行う体制とする観点から、管理部門、調査研究部門及び運用部門の各部門の人員配置を見直す。その際、管理部門については、法人全体の規模に見合った体制とする。また、専門的知識・経験を有する者の採用・育成に努める。

○ その他の業務全般に関する見直し

① 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

② 給与水準の適正化等

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5％以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施する。

また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

③ 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。

この取組により、契約の適正化を推進する。